

【「じぶんローン」ローン規約 [au じぶん銀行普通預金口座非保有者専用] __新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）：2025 年 11 月 7 日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第 1 条～第 2 条（省略）	第 1 条～第 2 条（省略）
第 3 条 本人確認 1. 当社は、お客さまとの基本契約の申込み受付にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下「犯罪収益移転防止法等」という）に基づき、当社が別途定める本人確認手続きを行います。なお、犯罪収益移転防止法等による確認事項について虚偽の告知があった場合、処罰されることがあります。 2. 基本契約申込み時の本人確認は、以下の方法によつて行います。 (1) 当社所定の本人確認書類をご提出いただき、本人確認書類に記載された氏名、住居および生年月日と、お客さまが当社に基本契約を申込んだ際の届出内容とを照合するとともに、本人確認書類に記載の住居に宛ててローンカード等を送付し、お客さまがこれを受け取る方法。 (2) 当社が提供する所定のソフトウェアを使用してお客さまの容貌および当社所定の顔写真付き本人確認書類の各画像情報と、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている氏名、住所、生年月日および顔写真の情報を送信いただき、ご送信いただいた各情報の一致や当該各情報とお客さまが当社に基本契約を申込んだ際の届出内容との一致を確認する方法。 (3) 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうちで、当社所定の方法。 3. 基本契約申込み時の本人確認において、当社への届出内容に疑義があると判断した場合は、当社はお客さまからの基本契約の申込みを認めないことがあります。 4. インターネットバンキング・テレホンバンキング (1) この規約において、「インターネットバンキング」とは「パーソナルコンピュータおよび当社所定のスマートフォン（パーソナルコンピュータとスマートフォンを総称して、以下「ネットワーク端末」といいます。）を通じたインターネット経由による取引」をいい、「テレホンバンキング」とは「携帯電話機・スマートフォン・固定電話機を利用した音声による取引」をいいます。	第 3 条 本人確認 1. 当行は、お客さまとの基本契約の申込み受付にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下「犯罪収益移転防止法等」という）に基づき、当行が別途定める本人確認手続きを行います。なお、犯罪収益移転防止法等による確認事項について虚偽の告知があった場合、処罰されることがあります。 2. 基本契約申込み時の本人確認は、以下の方法によつて行います。 (1) 当行所定の本人確認書類をご提出いただき、本人確認書類に記載された氏名、住居および生年月日と、お客さまが当行に基本契約を申込んだ際の届出内容とを照合するとともに、本人確認書類に記載の住居に宛ててローンカード等を送付し、お客さまがこれを受け取る方法。 (2) 当社が提供する所定のソフトウェアを使用してお客さまの容貌および当社所定の顔写真付き本人確認書類をご送信いただき、本人確認書類に記載された氏名、住所および生年月日と、お客さまが当社に基本契約を申込んだ際の届出内容、および本人確認書類上の顔写真と、お客さまの容貌を照合する方法。 (3) 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうちで、当行所定の方法。 3. 基本契約申込み時の本人確認において、当行への届出内容に疑義があると判断した場合は、当行はお客さまからの基本契約の申込みを認めないことがあります。 4. インターネットバンキング・テレホンバンキング (1) この規約において、「インターネットバンキング」とは「パーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（パーソナルコンピュータとスマートフォンを総称して、以下「ネットワーク端末」といいます。）を通じたインターネット経由による取引」をいい、「テレホンバンキング」とは「携帯電話機・スマートフォン・固定電話機を利用した音声による取引」をいいます。 (2) この取引においてインターネットバンキングまたはテレホンバンキングを利用する借主は、借

- (2) この取引においてインターネットバンキングまたはテレホンバンキングを利用する借主は、借主を特定するローンカード番号（ローンカード表面に記載している 7 桁の番号をいいます。以下同じ。）およびローン暗証番号（借主が、基本契約の申込みの際、**当社**に届け出る暗証番号をいい、以下「ローン暗証番号」という。）等のうち取引内容・方法等に応じて**当社**が指定するものを、送信してください。
- (3) **当社**は、借主から送信されたローンカード番号およびローン暗証番号等（以下、本項において「これらの番号等」という。）と、あらかじめ**当社**に届出のこれらの番号等との一致を確認することにより、本人確認を行います。なお、ご依頼の取引によっては、これらの番号等に加え、借主に住所等借主の届出情報を確認し、当該確認内容と届出内容の一致を確認することがあります。
- (4) **当社**は、インターネットバンキングまたはテレホンバンキングにかかる取引の際に、**当社**所定の手続きに従い前項の本人確認を行ったうえは、当該取引を借主の真正な指示に基づく取引として取扱います。

5. ATM 取引

- (1) この取引において**当社**が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）および現金自動支払機（以下「CD」といい、ATMとCDを総称して、以下「ATM等」という。）による取引（以下「ATM取引」という。）を利用する借主は、ATM等に**当社**所定の「じぶんローン」ローンカード規約に定めるローンカード（以下「ローンカード」という。）を挿入し、ローン暗証番号をATM等の画面にて入力の上、**当社**に送信してください。ただし、ATMからの返済取引については、ローン暗証番号の入力および送信は不要とします。
- (2) **当社**は、借主が入力したローン暗証番号と、あらかじめ**当社**に届出のローン暗証番号との一致を確認することにより、本人確認を行います。ただし、ATMからの返済取引については、ATMに挿入されたローンカードの情報のみで本人確認を行い、ローン暗証番号の照合は行いません。
- (3) **当社**は、ATM取引の際に、**当社**所定の手続きに従

主を特定するローンカード番号（ローンカード表面に記載している 7 桁の番号をいいます。以下同じ。）およびローン暗証番号（借主が、基本契約の申込みの際、**当行**に届け出る暗証番号をいい、以下「ローン暗証番号」という。）等のうち取引内容・方法等に応じて**当行**が指定するものを、送信してください。

- (3) **当行**は、借主から送信されたローンカード番号およびローン暗証番号等（以下、本項において「これらの番号等」という。）と、あらかじめ**当行**に届出のこれらの番号等との一致を確認することにより、本人確認を行います。なお、ご依頼の取引によっては、これらの番号等に加え、借主に住所等借主の届出情報を確認し、当該確認内容と届出内容の一致を確認することがあります。
- (4) **当行**は、インターネットバンキングまたはテレホンバンキングにかかる取引の際に、**当行**所定の手続きに従い前項の本人確認を行ったうえは、当該取引を借主の真正な指示に基づく取引として取扱います。

5. ATM 取引

- (1) この取引において**当行**が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）および現金自動支払機（以下「CD」といい、ATMとCDを総称して、以下「ATM等」という。）による取引（以下「ATM取引」という。）を利用する借主は、ATM等に**当行**所定の「じぶんローン」ローンカード規約に定めるローンカード（以下「ローンカード」という。）を挿入し、ローン暗証番号をATM等の画面にて入力の上、**当行**に送信してください。ただし、ATMからの返済取引については、ローン暗証番号の入力および送信は不要とします。
- (2) **当行**は、借主が入力したローン暗証番号と、あらかじめ**当行**に届出のローン暗証番号との一致を確認することにより、本人確認を行います。ただし、ATMからの返済取引については、ATMに挿入されたローンカードの情報のみで本人確認を行い、ローン暗証番号の照合は行いません。
- (3) **当行**は、ATM取引の際に、**当行**所定の手続きに従い前号の本人確認を行ったうえは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取り

い前号の本人確認を行ったうえは、当該取引をお客さまの真正な指示に基づく取引として取り扱います。 6. ローンカード番号およびローン暗証番号は、借主の責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。 7. 借主が、当社に届出のローン暗証番号と異なるローン暗証番号を当社所定の回数連続して入力または送信した場合、当該届出のローン暗証番号は無効となるものとし、また当社はこの取引の全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当社に連絡のうえ、当社所定の手続きに従ってください。	扱います。 6. ローンカード番号およびローン暗証番号は、借主の責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください。 7. 借主が、当行に届出のローン暗証番号と異なるローン暗証番号を当行所定の回数連続して入力または送信した場合、当該届出のローン暗証番号は無効となるものとし、また当行はこの取引の全部または一部を停止します。停止状態を解除する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の手続きに従ってください。
第 4 条～第 28 条（省略）	第 4 条～第 28 条（省略）
【2025年11月7日現在】	【2021年1月11日現在】